

自動販売機設置契約書

宝塚市立病院(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)は、自動販売機の設置、管理、運営について、以下の条項により契約を締結する。

(自動販売機の種類等)

第1条 乙は甲の所有する施設及び指定する場所に、別表1記載の乙所有自動販売機を設置する。

(設置場所への立入)

第2条 甲は、乙の従業員等が自動販売機への商品もしくは原材料の補充・売上金の回収・機械の保全・修理等のために設置場所へ立ち入ることを認める。

(品質維持等)

第3条 乙は、商品の品質維持、商品・原材料の補充、使用済み容器の処理、売上金の回収等を行う。

(保全・修理)

第4条 乙は、自動販売機の保全・修理を行う。甲は保全に協力し故障、盗難の事故、その他異常が生じた場合は、ただちに乙に連絡する。なお、甲は商品の欠陥、自動販売機の損壊及び売上金の盗難等の責は一切負わない。乙は前項の連絡があった場合は速やかに人員を派遣して修理等を行うものとし、その旨を甲に連絡しなければならない。

(貸付料)

第5条 乙は設置場所として使用する部分の賃借料、電気使用料及び売上金額に貸付料率を乗じたものに消費税及び地方税相当額を加えたものを貸付料とし、甲に支払うものとする。賃借料、電気使用料、貸付料率および支払先は別表2記載のとおりとする。
なお、この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正によって税額等に変動が生じた場合、乙は、この契約を変更することなく相当額を加減して支払うものとする。

(貸付料の支払月)

第6条 貸付料の支払いは、毎月末日締切りとし、翌月末までに販売数量、金額を甲に報告し、指定の銀行口座へ振り込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

(相殺の予約)

第7条 乙が甲に債権を有する場合、乙は当該債権と乙が甲に対して支払うべき第5条に基づく貸付料支払い債務を、弁済期いかににかかわらず、何時にても相殺することができる。また、本契約解除後に発生する当該債権についても、同様に相殺することができる。

(解約解除)

第8条 次の場合は、甲又は乙は相手方何らの通知・催告の手続きを要せず、ただちに本契約を解除することができる。その際乙は、自動販売機を撤去することができる。

- ① 甲又は乙が、相手方に対する売買代金その他の債務につき支払い義務を怠ったとき。
- ② 甲又は乙が、他から破産・民事再生・会社更生の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき。
- ③ 甲又は乙が、差押え・仮差押えの処分を受けたとき。
- ④ 甲又は乙が、手形交換所より不渡処分を受けたとき。
- ⑤ 甲又は乙が、営業を廃止し、又は何ら理由を示すことなく1カ月以上休業したとき。
- ⑥ 甲又は乙が、本契約及び甲乙協議により定めた事項に違反したとき。
- ⑦ 前各号のほか、本契約の継続が著しく困難であると甲又は乙が認める事態が生じたとき。

(契約期間)

第9条 この契約期間は、令和7年(2025年)10月1日より令和12年(2030年)9月30日までの5か年とする。

(契約外事項の協議)

第10条 本契約に定めのない事項については別途協議のうえ決定する。

この契約書締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年(2025年) 月 日

(甲)

宝塚市小浜4丁目5番1号
宝塚市立病院
宝塚市病院事業管理者 難波 光義

(乙)

別表 1

NO	設置場所 宝塚市小浜 4 丁目 5 番 1 号 宝塚市立病院内	自動販売機の種類
1	外来棟 1 階待合ロビー	
2	外来棟 1 階待合ロビー	
3	4 階消化器内視鏡センター	
4	5 階病棟エレベーターホール	
5	7 階病棟エレベーターホール	

別表 2

賃借料	月額 円 (2,819 円/㎡× ㎡)
電気使用料	月額 円 (小数点以下切り捨て)
貸付料率	%
支払先 (振込)	池田泉州銀行 逆瀬川支店 普通預金 口座番号：0074194 口座名：宝塚市病院事業管理者 (カラツカシビョウインジギョウカンシヤ)

- (注) 1. 毎月の貸付料は上記の合計に消費税及び地方消費税を加えたものとなる。
2. 電気使用料の計算式は、「自動販売機の年間消費電力× 円/kWh (電気量料金単価) ÷ 12」である。電気料金単価は令和 7 年(2025 年)4 月 1 日時点の電気量料金単価の年間平均(夏季(7~9 月) 18.07 円/kWh、その他季 17.0 円/kWh)である。